



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

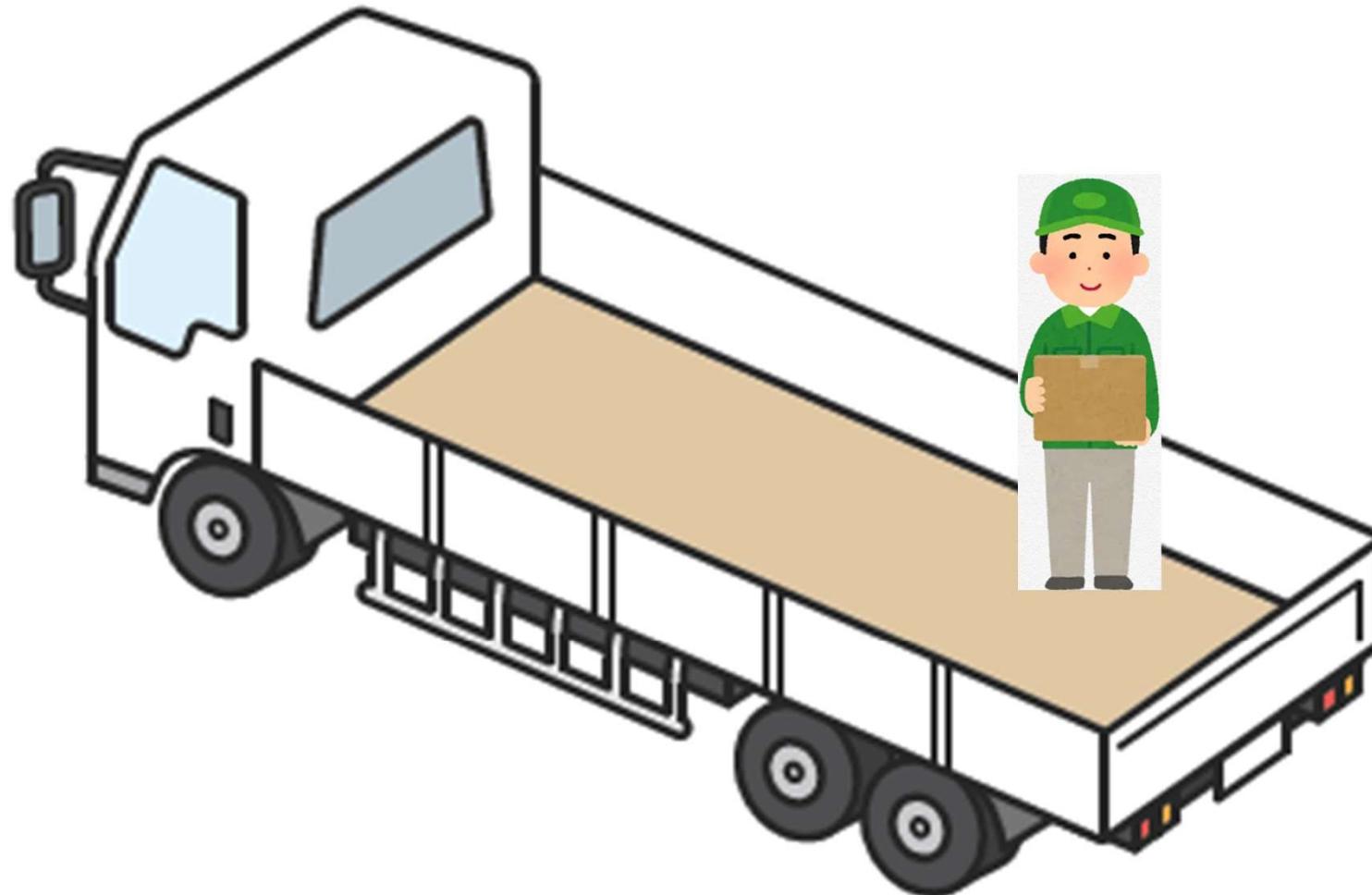
道路貨物運送業における労働災害の防止について

2026. 2.10

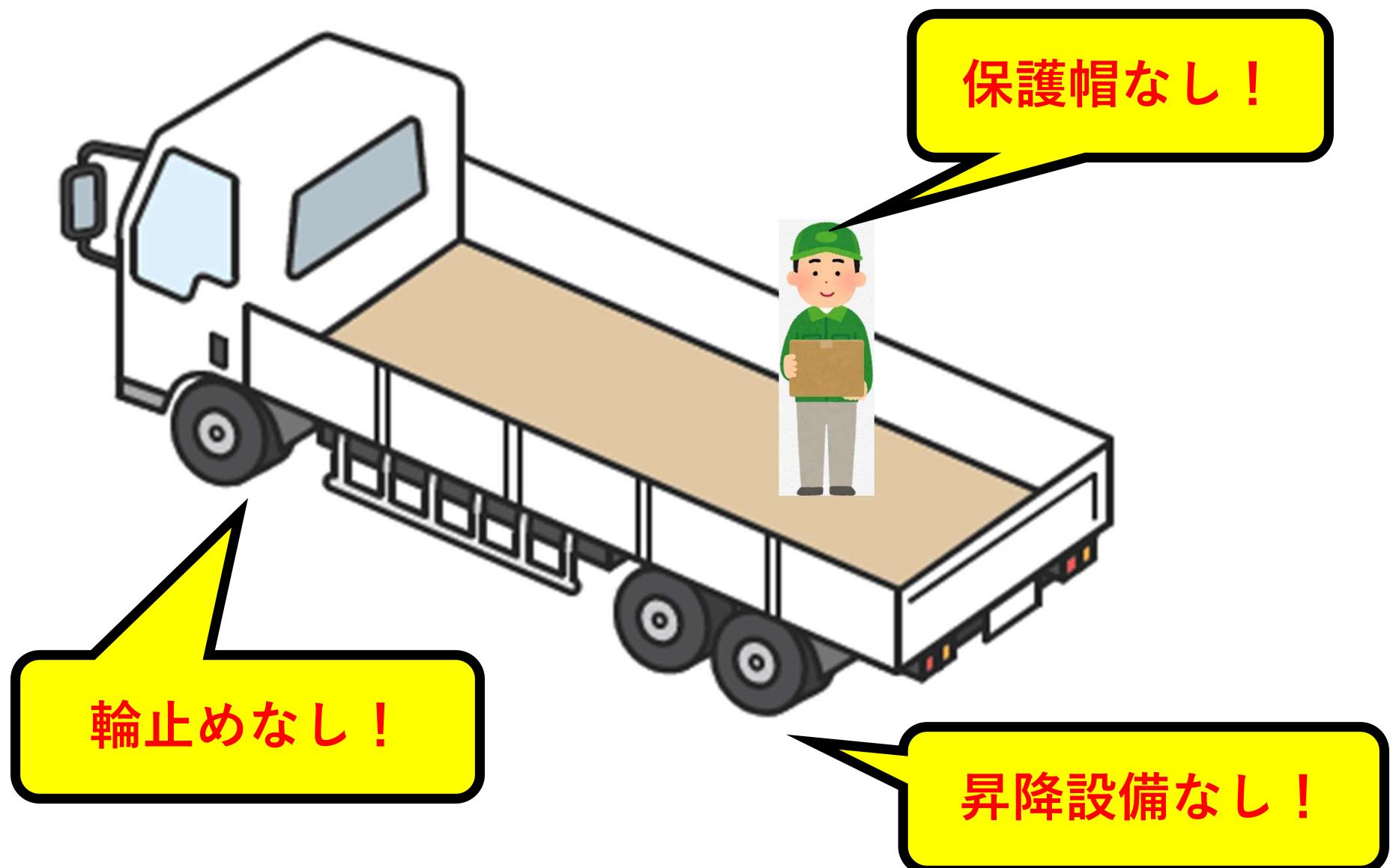
高岡労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

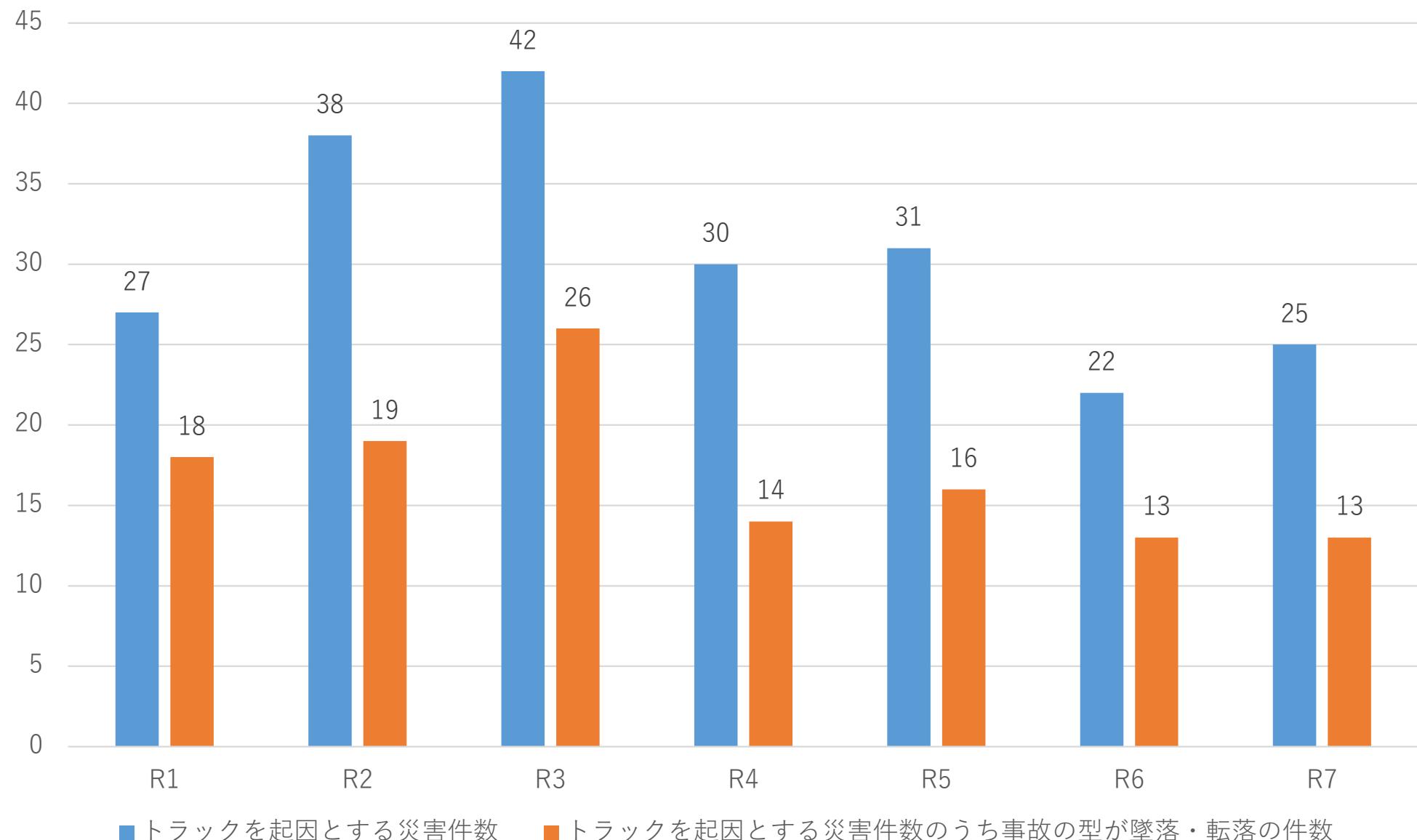
どのような危険がありますか？



どのような危険がありますか？



道路貨物運送業における労働災害発生状況



■ トラックを起因とする災害件数 ■ トラックを起因とする災害件数のうち事故の型が墜落・転落の件数

R1～R7全体 215件

墜落・転落 119件 (55.3%)

※高岡労働基準監督署管内の件数（令和7年12月末時点で把握した件数）

直近の主な法改正

- ①昇降設備の設置義務範囲の拡大
- ②保護帽の着用義務範囲の拡大
- ③テールゲートリフターを用いた
荷積み下ろし作業特別教育義務化
- ④運転位置から離れる場合の措置



①昇降設備の措置義務範囲の拡大

令和5年10月1日施行

昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

昇降設備の設置義務の対象に

最大積載荷重2トン以上5トン未満の貨物自動車が追加

○現行、◎新設、△望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	◎	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務

◇荷の積み降しを伴わない作業については、**陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドライン**において、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



ガイドラインQR

①昇降設備の措置義務範囲の拡大

令和5年10月1日施行

昇降設備とは？

◇昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれる。



←安全な昇降設備の用件

◇段差が50cm以内

◇両足を置ける踏面幅

◇踏面表面上に滑り止め加工 など

※「すのこ」「巻き込み防止柵」は踏面幅が狭いため昇降設備非該当となるので注意！

◇昇降用ステップはできるだけ乗降グリップ等による三点支持により安全に昇降できる形式のものとする。



①昇降設備の措置義務範囲の拡大

令和5年10月1日施行

◇テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



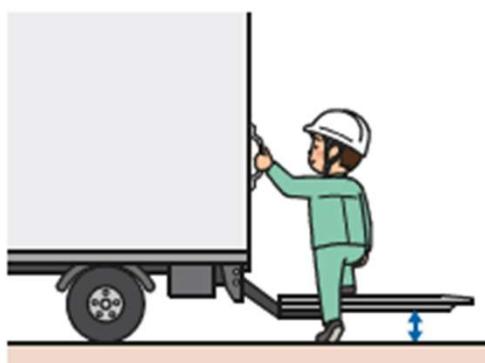
後部格納式



床下格納式

※メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制対象。

◇テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載荷重が5トン以上のものに加え、以下のものが追加

①最大積載量が**2トン以上5トン未満**の貨物自動車であって、**荷台の側面が構造上開放されているもの**又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車）

②最大積載量が**2トン以上5トン未満**の貨物自動車であって、**テールゲートリフターが設置されているもの**（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合は適用されない）

※①荷台の側面が構造上開放されておらず、テールゲートリフターが設置されていないものは保護帽の着用不要（バンタイプ）

※②最大積載量が5トン以上の貨物自動車は、トラックの種類に関わらず保護帽の着用が義務

②保護帽の着用義務範囲の拡大

令和5年10月1日施行

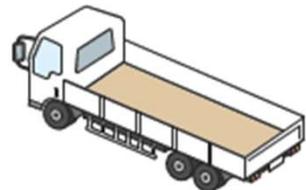
保護帽について（安衛則第151条の74関係）

まとめると以下のとおり

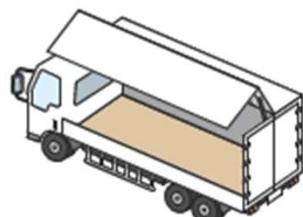
○現行、◎新設、△望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	○ (上記①②) △ (上記①②以外)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置

保護帽の着用が必要となるもの

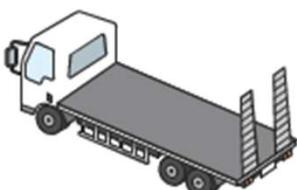


平ボディ車



ウイング車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)



建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

※墜落・転落の危険のある作業において
保護帽を着用することが望ましい。

②保護帽の着用義務範囲の拡大

令和5年10月1日施行

荷役作業時に使用すべき保護帽とは？

保護帽（ヘルメット）には飛来・落下物用、墜落時保護用などの種類があります。

荷役作業時では型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」を使用する必要があります。

検定取得(更新)年月⇒

労(平20.4) 檢

検定番号⇒

(1) XX0001 (2) XX0002 (3) XX0003

製造業者名⇒

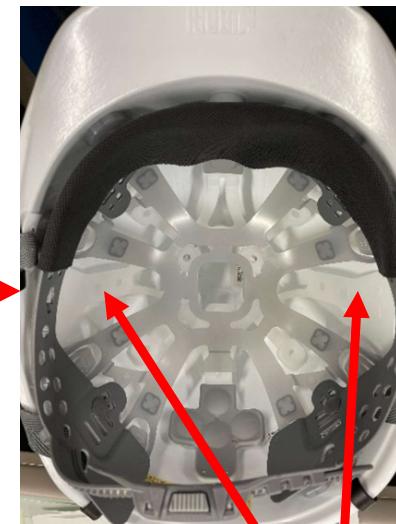
安全製造(株)

製造年月⇒

令和3年4月製造

区分等⇒

(1) 飛来・落下物用 (2) 墜落時保護用 (3) 電気用7,000V以下



③テールゲートリフター荷積み下ろし作業特別教育義務化

令和6年2月1日施行

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育義務化 (安衛法第59条関係)

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

※テールゲートリフターの操作には稼働スイッチの操作のほか、キャスター停止等を操作すること、昇降版の展開や格納の操作を行うこと等が含まれる。

<特別教育カリキュラム> 特別教育の受講者、科目等の記録を作成したら3年間保存

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none">・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 h
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none">・荷の種類及び取扱い法・台車の種類、構造及び取扱い方法・保護具の着用・災害防止	2 h
	関係法令	<ul style="list-style-type: none">・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 h
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 h

特別教育の一部省略可能について

特別教育の科目の全部または一部について、十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略可能。

科目	省略すること ができる者	荷役ガイドライン基づく 荷役作業従事者教育（教 育内容にテールゲートリ フターを含むもの）受講 者	陸災防が令和4年度に実施 した「ロールボックスパ レット及びテールゲートリ フター等による荷役作業安 全講習会」受講者	令和6年2月1日時点におい て荷を積み卸す作業を伴う テールゲートリフターの操作 の業務に、6月以上従事した 経験を有する者
テールゲートリフ ターに関する知識	省略可	省略不可	45分以上受講必要	
テールゲートリフ ターによる作業に関 する知識	省略可	省略可	省略不可	
関係法令	省略不可	省略不可	省略不可	
実技教育	省略不可	省略不可	1時間以上の受講必要	

④運転位置から離れる場合の措置

令和5年10月1日施行

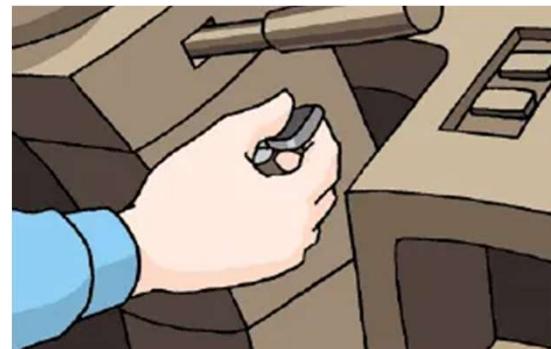
運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）

運転者が運転位置から離れる場合、貨物自動車の逸走を防ぐために以下が義務化

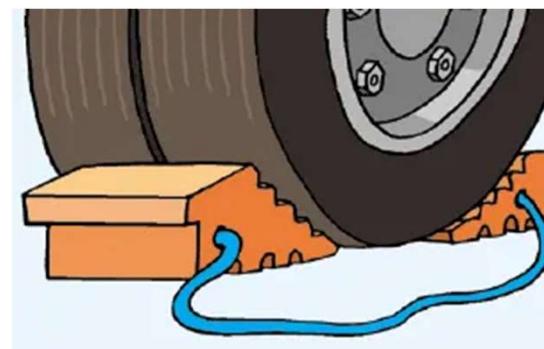
- ①荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ②原動機（エンジン）を止めること
- ③ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずること

※しかしながら、エンジンを止めると荷役装置が動かせない荷役運搬車両（貨物自動車）では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできない。荷役装置の一種であるテールゲートリフターは収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。そういう実態があることから、令和5年10月1日施行の新たな規制では、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合

- ①荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置かなくてもよい
 - ②エンジンを停止しなくてもよい
- ただし、③は適用除外にはならないので逸走防止措置を講じる必要有りとなっている。



エンジン停止



輪止めによる逸走防止

その他貨物自動車に係る条文

- ・作業計画（安衛則第151条の3）
- ・作業指揮者（安衛則第151条の4）
- ・荷の積載（安衛則第151条の10）
- ・不適格な纖維ロープの使用禁止（安衛則第151条の68）
- ・纖維ロープの点検（安衛則第151条の69）
- ・積卸し（安衛則第151条の70）
- ・中抜きの禁止（安衛則第151条の71）
- ・荷台への乗車制限（安衛則第151条の72）
- ・荷台への乗車制限等（安衛則第151条の73）

など…

その他安全関係

フォークリフトによる災害

- ・荷物の積み過ぎや急旋回による車体の転倒
- ・車体の構造上からくる視界の限界等による物や歩行者との接触
- ・不安全な荷の積み方や運転の未熟、無理な操作等による積荷の落下



フォークリフトの運転資格

資格/区分	技能講習終了者	特別教育修了者	備考
最大荷重 1トン以上	○	×	道路（公道）上を走行する運転を除く。
最大荷重 1トン以上	○	○	

フォークリフトに係る条文

- ・作業計画（安衛則第151条の3）
- ・接触防止（安衛則第151条の7）
- ・立入禁止（安衛則第151条の9）
- ・運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11）
- ・搭乗の制限（安衛則第151条の13）
- ・用途外使用（安衛則第151条の14）
- ・前照燈及び後照燈（安衛則第151条の16）
- ・ヘッドガード（安衛則第151条の17）
- ・パレット等（安衛則第151条の19）
- ・各自主検査（安衛則第151条の21、22、25）

など…

参考リーフレット

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

- ① **昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- ② **テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**
テールゲートリフターの操作法に則り、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- ③ **運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、荷役機の停止義務が除外されます。なお、その他の危険防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



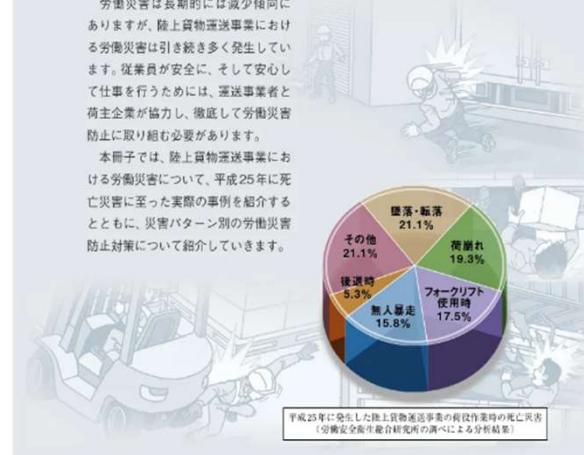
陸上貨物運送事業における

重大な労働災害 を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる 災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にあります。陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うためには、運送事業者と荷主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った実際の事例を紹介するとともに、災害パターン別の労働災害防止対策について紹介していきます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



参考リーフレット

電子申請に当たっては
**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス**
をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です!
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



参考リーフレット

自動車運転者の
長時間労働改善に
向けたポータルサイト



■■■ 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

改善基準告示

自動車運転者には拘束時間等を定めた改善基準告示が適用され、このルールを守って運転業務等を行う必要があります。

12
9 働き方のルール 3
6

令和6年4月から変更になります！

詳細は以下の特設ページから

- [トラック運転者の改善基準告示](#)
- [バス運転者の改善基準告示](#)
- [ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示](#)

